

議員レポート

市議会議員って
どんな人？



会津若松市議会には、定数を28人とする選挙によって市民の皆さんに選ばれた議員がいます。このページでは、会津若松市議会の議員をより知ってもらうために、議員に関わる情報や議員の生の声を紹介します。

Q1 会津若松市議会議員には、どうすればなれますか？

A 選挙権のある満25歳以上の市民が、4年ごとに行われる市議会議員選挙に立候補し、当選する必要があります。選挙運動については、条件付きですが、選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成などについて、その一部が公費で賄われます。

Q2 仕事を持っている人も議員になれますか？

A 仕事を持っている人も、議員になれます。兼職の禁止*などの一定の制約はありますが、会津若松市議会でも、議員以外の仕事をしている人がいます。

※兼職の禁止

市議会議員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼職できないことが、地方自治法第92条に規定されています。

Q3 議員の報酬(給与)はいくらですか？

A 一月当たり議長51万4千円、副議長47万7千円、議員44万7千円です。報酬の額については、市民10人以内で組織される「会津若松市特別職報酬等審議会」の意見を聴くことになっています。(報酬額は令和7年3月末現在)

なぜ議員になろうと思いましたか？

- ・大好きな会津若松市をより良い街にしたいから。
- ・小さな改革が少しずつでもみんなの幸福感につながると考えたから。
- ・会津若松市の良いところを大切にしながら、若者が希望を持ち、シニア世代が安心して暮らせる「まち」を、皆さんと一緒に創りたいと思ったから。

特にやりがいに感じていることはなんですか？

- ・市民の要望や意見について対応し解決した際の「助かった！ありがとう」の言葉をいただいたとき。
- ・議員として発言したことが、市政に反映されたとき。
- ・自分の発言や行動から少しでも行政の取組が変化したと実感できたとき。

議員になって良かったことは何ですか？

- ・多様な立場の多くの方々と出会い交流して話すことで、様々な情報や知識を得られ、自分が成長できたこと。
- ・皆さんが持つ会津若松市への深い郷土愛を改めて実感できたこと。
- ・様々な立場や考えの方たちに触れ、お互いに尊敬できるような人間関係が広がっていること。

議会の施設

議会の施設をご紹介します。皆さんお気軽にお越しください。



旧庁舎の議場



新庁舎における議場のイメージ図

議場・傍聴室

本会議を行う場所を議場といいます。会津若松市議会では、議員席と執行部の席が対面に配置され、中央に演壇、議長席があります。

令和7年5月に市役所新庁舎の供用開始が予定されています。市役所旧庁舎は昭和12年に建築され、議場は旧庁舎の中でも特に趣のある内装でした。新庁舎では、その内装を保存しながら機能的にリニューアルされます。

また、新庁舎では新たに防音設備のある傍聴室が設置され、小さいお子さんをお連れの方も、気兼ねなく傍聴することができます。

議会図書室

会津若松市議会では、議員の調査研究のため、議会図書室を設置しています。議会図書室には、市議会会議録や議会史など議会に関する資料をはじめとして、市の行政資料や政策に関する図書などを収集、保存しています。

新庁舎の議会図書室は改修前に市長室であった部屋で、ステンドグラスなどが移設され、歴史を感じさせる内装になっています。議員の調査研究に支障のない範囲で、市民の皆様も見学、閲覧することができます。



新庁舎における議会図書室のイメージ図

委員会室

委員会や協議会など、議会に関する会議を開催する場合に使用される部屋で、第1委員会室と第2委員会室があります。

会派室

会派室は、各会派の議員が、市政の調査研究における協議、調整の場として使用しています。また、公務性のある議員活動を行う場合にも使用しています。

会派とは？



会派は、政策などの考えを共有する議員で構成します。本市議会の場合は、所属議員3人以上の会派が各派代表者会議や議会運営委員会に参加できます。